

2025年11月市会本会議代表質問

2025年11月28日

兵藤しんいち議員(北区)

【はじめに】

北区選出の兵藤しんいちです。公明党京都市会議員団を代表し、くまざわ真昭議員とともに市政一般について質問いたします。市長ならびに関係理事者の皆様におかれましては、どうか誠意あるご答弁をお願いいたします。

公明党は、1964年11月17日に「日本の柱 公明党」「大衆福祉の公明党」をスローガンに掲げて結党し、本年61年を迎えました。その根底には「大衆とともに語り」「大衆とともに戦い」「大衆の中に死んでいく」との立党精神があり、現在も、国会議員のみならず、私ども全国約3000人の地方議員を含めたすべての公明党議員の基本理念ともなっております。

今、世界では、気候変動のような地球的課題を前にしながら、自国第一主義やポピュリズムの台頭が懸念され、日本においても多党化の流れが目立つなど、混迷した社会情勢が浮き彫りとなっております。そのような中で、私たちはどこまでも人間主義に立脚した良識ある党として、人々や社会が抱える諸問題を解決するために、今まで以上に「平和の党」「福祉の党」としての政策実現へ取り組んでまいる決意です。

公明党は新たなスタートをいたしました。今の時代に政治が果たすべき役割と使命は何か、それらを常に問い合わせるとともに、この京都市をさらにより良い都市として行くために、私たち公明党京都市会議員団は一丸となって鋭意取り組んでまいることをお誓い申し上げ、質問に入らせていただきます。

【ひとり親家庭支援】

まず、ひとり親家庭の支援強化についてお聞きいたします。昨年2024年5月に民法等が改正され、明年2026年5月までに「共同親権」並びに「法定養育費」が施行されることとなりました。この改正では、父母が親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを養育する責務を負うことなど

が明確化され、子どもは親と同程度の水準の生活を維持することができるようにならなければならぬと規定されました。

特に法定養育費は、これまで父母の協議や家庭裁判所の手続きが必要だった取り決めをせずとも、離婚時から引き続き子どもを監護する父母は他方の親に対して「法定養育費」を請求できるようになり、もし支払いがされないときは差し押さえの手続きをすることとなります。しかしながら、この法定養育費はあくまでも正式な養育費の取り決めをするまでの暫定的・補充的なものであり、また、法施行前にすでに離婚している場合には適用されないこととなっています。

法務省や厚生労働省の調査によると、養育費の取り決めをしている世帯は約半数未満であり、実際に養育費を確実に受け取れている世帯はさらに少ないと考えられています。養育費の不払いは、特に母子家庭など低所得層の経済的困窮を拡大させ、結果として児童の将来の学習機会や進学率にも悪影響を及ぼしており、養育費の確保は子どもたちの健やかな成長に不可欠な課題であるともいえます。

私は 2020 年 9 月市会において、ひとり親家庭の養育費問題について取り上げました。今回の民法改正により、まずは養育費の支払い督促や未払いのリスクを低減させることができますが、一方で、支払い履行のための調整や契約違反時の措置に対すること等については、ひとり親家庭に対する支援が大切であると考えます。

本市においては、ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を運営し、無料の弁護士相談や就業相談、簿記やパソコンなどの就業支援や育児講習会等を実施しておりますが、法改定を機に離婚時における養育費確保のための支援体制を一層強化し、何らかの仕組みを構築する必要があると考えますが如何でしょうか。本市のお考えをお聞かせください。

【再犯防止における農福連携】

次に、再犯防止における農福連携の取組についてお聞きいたします。昨年、日本全国でお店からお米が消え価格が高騰したことは記憶に新しく、現在も米の価格は不安定な状況です。米不足の問題から露呈した農家の過疎化の問題や、耕作放棄地の拡大など、農業を取り巻く課題の深刻さも懸念されます。

一方で、農業は自然に触れ合う仕事として、人の心に優しい気持ちを起こし、心身の健康に寄与する「グリーンセラピー」として役立つものとしても注目されています。そのような中、近年は障害者の就労と農業とを組み合わせ、全国的に各地域で農福連携の取組が行われています。

本市においても「農福連携に取り組む農林業者支援事業」や「農福連携による障害者雇用創出の更なる推進事業」を実施しており、その目的とするところは農業の担い手確保を図るとともに障害のある方の雇用を創出するためのものとしています。

国においては 2024 年「農福連携等推進ビジョン 2024 改訂版」を策定し、農福連携等を通じた地域共生社会の実現を目指して、2030 年度末までに、障害者就労施設のみならず、高齢者施設、矯正施設、更生保護施設、特別支援学校等において、農福連携等の取組主体を 12000 以上とする目標を掲げています。農福連携は、障害者に限らず、すべての福祉が必要な方々に取り組んでいくべきものであることが分かります。

本市では、2021 年 3 月に「京都市再犯防止推進計画」を策定し、市役所内に更生を目指す人の社会復帰を支援する更生支援相談員を配置するとともに、「京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金」等により再犯防止に取り組む民間団体への支援にも取り組んでこられました。

現在は、2026 年度からの第 2 期「京都市再犯防止推進計画」策定に向けて市民意見を募集しておりますが、これは「京都基本構想」に基づく分野別計画としても位置付けられており、基本構想がめざすまちとして掲げる「自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち」を踏まえたものとされています。再犯防止の推進のためには、犯罪や非行を繰り返してしまう人を減らすための円滑な社会復帰の支援として、就労の確保による社会生活上の立ち直りを支えることが最も大切だと私は思います。

そこでお聞きします。次期計画案の目標である京都市域内の再犯者数 15% 減少への取組の一つとして、国の農福連携等推進ビジョンも踏まえた再犯防止を推進することにより、「すべての人が自分の居場所と出番を見つけられ、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」に資するを考えますが如何でしょうか。お考えをお聞かせください。

【動物虐待防止の推進】

次に、動物虐待防止の推進についてお聞きします。本市では、京都動物愛護センターをはじめ、犬猫の保護や譲渡推進、マナーラインの制定やまち猫事業等により、動物福祉の推進を図つて来られました。マイクロチップの補助等に加えて今年度からは、野良猫の避妊去勢手術への補助や多頭飼育崩壊対策なども開始され、動物愛護への取組が前進していると高く評価しております。

一方で、先般も市内で動物の虐待死による逮捕者がいるなど、動物虐待については、環境省で適切な飼育のガイドラインを示しているにも関わらず、不適切飼育による問題が起こっております。

動物愛護管理法では、愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者には、5年以下の懲役または500万円以下の罰金を科し、虐待または遺棄した者には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられることになっておりますが、殺傷等の目に見える虐待ではなく、不適切な飼育による虐待については定義が難しく、近隣から自治体等が通報を受けた場合でも、虐待や不適切な飼育への指摘や改善勧告は現場での判断によることが多く、その対応が難しい状況となっているのが現状です。

公明党では、2019年6月の動物愛護管理法の改正に尽力し、現在まで継続して動物愛護の推進に取り組んでまいりました。本年10月18日には、私ども公明党京都府本部において女優の杉本彩さんが代表を務める「公益財団法人動物環境・福祉協会Eva」との政策要望懇談会を開催し、動物虐待防止について、行政による強化推進の要望をいただきました。

本市においては、より適切な飼育を市民に実施してもらうために、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を制定し、その第3条で「適正な飼養及び保管」に努めるよう規定しておりますが、その適正な飼育とは何か、といった具体的な内容は曖昧であり、不適切な飼育による意図しない虐待を防ぐためには、動物の適切な飼育がどのようなものか明確にしていく必要があるのではないかでしょうか。

さまざまな動物愛護団体や企業の協力を得ながら動物愛護の取組を推進している中、先日は犬の適切な飼育についてのチェックシートを作成されたと聞いております。こうした取組をさらに分かりやすく、すべての愛護動物に広げることが今、大切であると思います。

そこで、お聞きいたします。本市における動物の適正な飼育のガイドラインをもっと具体的且つ分かりやすくし、市民に広く啓蒙啓発できるようにし、併せて本市の職員が現場での対応をスムーズにできるような体制を整備する必要があると考えますが如何でしょうか。動物愛護の推進都市として他都市からの視察を受け入れている本市ならではの取組の強化をお願いいたします。

【星空保護区の認定】

最後に、自然環境(星空)を活かした北部山間地域の活性化についてお聞きいたします。本市では、北区・左京区・右京区の北部山間地域の自然環境の活用や移住定住促進を図るために、国の地域おこし協力隊事業を活用した「北部山間かがやき隊」の取組や「北部山間移住相談」、「田舎暮らし体験住宅」など、さまざまな取組を実施されています。

近年は自然を活かしたグリーンツーリズムや京都一周トレイルなど、観光振興の面でもこうした地域の魅力の発信に努めています。日本全国が人口減少・少子高齢化社会となる中、北部山間地域のような周辺地域はますます過疎化の波にのまれてしまうことが懸念されます。

そのような中、移住定住による「定住人口」や観光に訪れる「交流人口」とは異なり、地域外の人々が地域に対して持つ関係性を強調する概念として「関係人口」が謳われるようになりました。関係人口とは、「地域に魅力を感じて定期的に訪れる人」や「地域づくりに参加する人」、「ふるさと納税等を通じて支援する人」などを指します。

国土交通省が本年 6 月に発表したアンケート調査では、全国の 18 歳以上の実に 2 割強にあたる 2263 万人が特定の地域に継続的かつ多様な形で関わっている関係人口であることが分かりました。地域の活性化は、移住定住や観光だけではなく、その地域を愛する人を増やすことでも活性化につながることが分かります。

近年、自然環境保護の一環として、星空版の世界遺産と云われる「星空保護区」の取組を始めている自治体があります。「星空保護区」とは、アメリカに本部を置く団体である「ダークスカイ・インターナショナル」が、暗く美しい自然の夜空を保護・保存するための施策や教育等の取組を行っている自治体や団体等を奨励するために、2001年に開始した「ダークスカイプレイス・プログラム」(星空保護区認定制度)に基づいて指定された地域等であります。

認定にあたっては、屋外照明に関する厳格な基準や、地域における光害に関する教育啓発活動などが求められており、日本においては一般社団法人星空保護推進機構(DPA)が執行機関として活動しています。本年9月現在、世界24か国254か所が「星空保護区」の認定を受けており、日本では沖縄県西表島、東京都神津島、岡山県井原市、福井県大野市の4地域が認定されています。

私自身この4月に個人の旅行として福井県大野市の視察へ行き、7月には公明党京都市会議員団のメンバー数名で岡山県井原市へ行政視察に行ってきました。何れの地域も星空保護区の認定に積極的に尽力し、地域の活性化に取り組んでいることが伺えました。この星空保護区は、すべての地域を真っ暗にするのではなく、星空の保護に向けた取組みに頑張っている地域を認定するものであり、特定の一部の圏域だけに限って認定することもできることが特徴です。

近年、環境省においても、屋外照明の過度な使用や不適切な設置による地域景観の悪化、野生動植物や農作物等への悪影響と共に、夜空の明るさといった「光害」を指摘しており、2021年3月には「光害対策ガイドライン」を改訂し、自然環境や地域特性に応じた適切な照明の在り方を示しています。また、本市においても、新景観政策の一環として2022年3月に「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を策定し、その中で光害について言及されています。

先日、私は宇治田原町主催の星空観望会への協力や、北区はぐくみネットワーク主催の紫野学区児童等への星空観察会に講師として協力してまいりました。天体望遠鏡で初めて見る土星の姿に児童生徒や保護者等も大変喜んでいただけたと思います。今の子どもたちをはじめ私たち大人も、はたしてどのくらいの人が息を呑むような満天の星や、美しい天の川銀河を見たことがあるでしょうか。都市化の波によって各地で美しい星空が失われつつあるのが現状です。

そこでお聞きします。面積の4分の3を森林地域が占める自然環境豊かな本市において、北部山間地域という自然に恵まれた地域の美しい星空を守り、さらにそれを活かしていくための「星空保護区」の認定に取り組むことは、新たな移住定住や観光だけでなく、関係人口の増加にも資することができる」と考えますが如何でしょうか。合わせて北部山間地域の自然環境保護を一層推進することにも繋がると思います。本市のお考えをお聞かせください。

以上で、私の代表質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。